

第2期 佐用町生涯スポーツ推進計画

【令和6年度～令和10年度】

第2期佐用町生涯スポーツ推進計画スローガン

スポーツで 生涯もっと 生き生きと



佐用町

令和6年4月

目 次

第1章 生涯スポーツ推進計画の策定にあたって

- 1 計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 3 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

第2章 現状と課題

- 1 スポーツを取り巻く環境・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 2 佐用町の現状と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 3 第1期計画の振り返り・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

第3章 基本施策

- 1 スポーツに取り組むきっかけづくり・・・・・・・・・・・・ 5
 - 1-① 生涯スポーツ・レクリエーションスポーツの推進
 - 1-② スポーツ団体後継者の発掘・支援
 - 1-③ 各種スポーツ大会などの開催・支援
 - 1-④ スポーツ推進委員の活躍
- 2 健康増進のためのスポーツ推進・・・・・・・・・・・・ 6
 - 2-① 健康寿命を延ばす活動の推進
- 3 スポーツに親しめる環境の運用・整備・・・・・・・・・・・・ 7
 - 3-① 地域に根差す社会的役割としてのスポーツ
 - 3-② 「する」「みる」「支える」スポーツの推進
 - 3-③ ITの活用（情報の発信など）
 - 3-④ 社会体育施設及び学校体育施設の有効利用
 - 3-⑤ 社会体育施設の整備
- 4 競技力向上のための環境支援・・・・・・・・・・・・ 9
 - 4-① 体育協会の支援・育成
 - 4-② スポーツ指導者の発掘・育成
 - 4-③ 全国大会などの出場者及び指導者の顕彰
- 5 広域連携の強化・・・・・・・・・・・・ 10
 - 5-① 広域連携事業の活用

第4章 計画の推進及び進行管理

- 1 計画の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- 2 計画の進行管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11

●資料編

- 【資料 1】佐用町における人口推移・・・・・・・・・・・・ 12
- 【資料 2】佐用町スポーツ用具の貸し出し一覧・・・・・・・・ 13
- 【資料 3】佐用町体育協会加盟率の推移・・・・・・・・・・・・ 14
- 【資料 4】佐用町スポーツ推進委員設置規則・・・・・・・・ 15
- 【資料 5】健康寿命について・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
- 【資料 6】佐用町社会体育施設一覧・・・・・・・・・・・・ 18
- 【資料 7-1】佐用町スポーツ功労者表彰規程・・・・・・・・ 19
- 【資料 7-2】佐用町スポーツ大会出場激励金交付要綱・・・・ 21
- 【資料 8】計画策定の取り組み経過・・・・・・・・・・・・ 23
 - 計画策定構成団体
 - 計画スローガン選考結果（入選作品）

第1章 生涯スポーツ推進計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

国のスポーツ基本計画前文には、スポーツが社会に果たす役割が明記してあります。その中で、主に佐用町が抱える次の課題をスポーツで解決に導く指針としてこの推進計画を策定します。

健康寿命の延伸

本町の高齢化率は、44.3%（令和5年9月現在/住民基本台帳）となっており、団塊の世代が75歳以上となる令和7年、さらに先の団塊ジュニアの世代が65歳以上となる令和22年を見据え、寝たきりや介護状態の人を一人でも減らす必要があります。

スポーツ社会基盤の確立

人口減少と少子高齢化は、国のスポーツ基本計画でも、スポーツに参画する者やそれを支える担い手の不足、学校部活動や地域におけるスポーツ・運動環境の維持の困難さにつながる、との見解が示されています。佐用町においては、人口減少と少子高齢化は避けられない課題であり、その中でも充実したまちづくりが求められています。（「縮充」戦略によるまちづくり）

地域のつながりを大切にする

世代間や地域社会におけるつながりは、都市部に比べ強いものの本町においても危惧される状況になっています。また、引きこもり状態にある人も、少なからず佐用町に存在することが令和4年度の調査で分かりました。誰もが地域で生き生きと暮らしていける社会の構築を目指します。

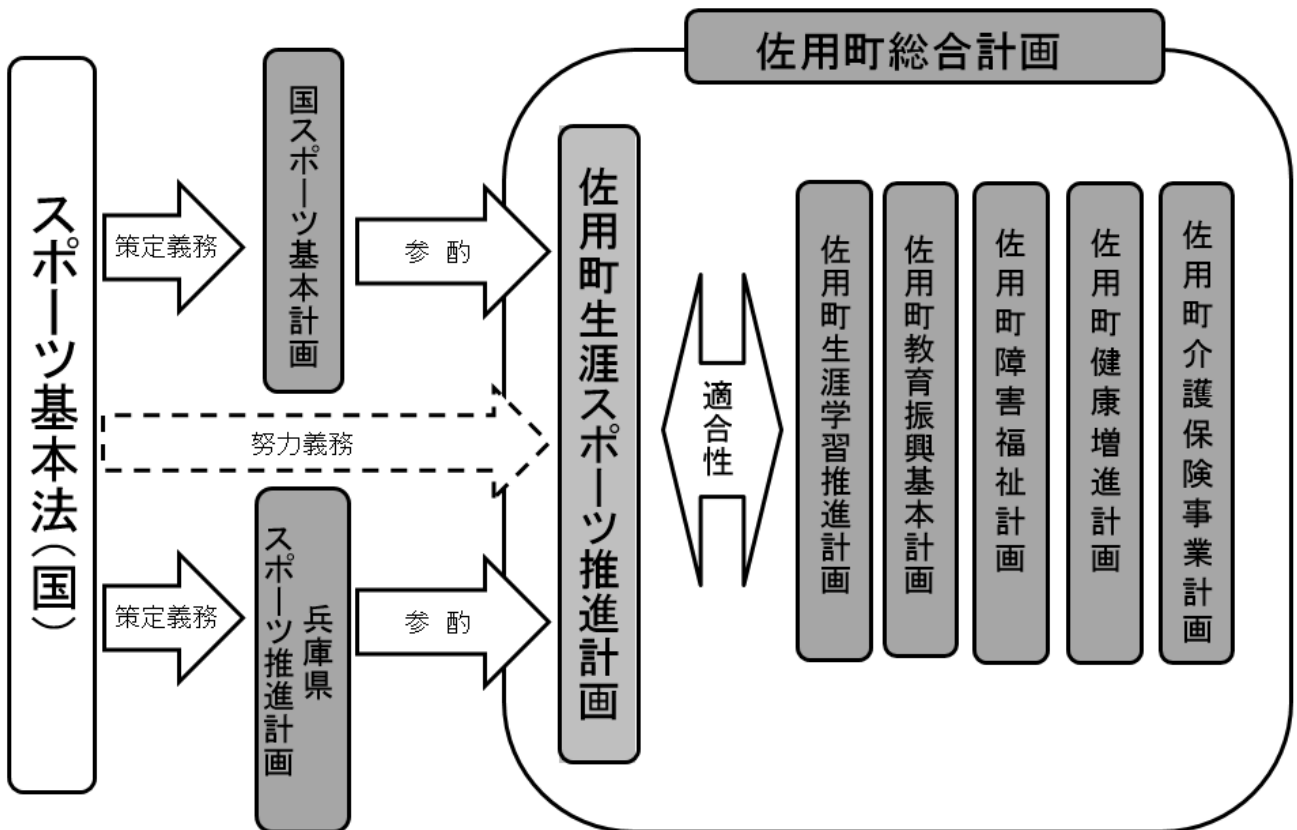
子どもの健全育成

子どもを取り巻く環境は、想定を上回る急激な少子化により学校部活動や団体での運動に既に支障が生じていると言えます。また、気候変動による猛暑やゲーム・携帯電話などデジタル機器の進化は、子どもの運動機会を減らす一因となっています。次世代を担う子どもの健全育成のために、時代に即した施策の検討が必要です。

策定に際しては、本町の最上位計画である佐用町総合計画と縮充戦略を基本に、国のスポーツ基本法及びその他関係する国・県・本町の計画に鑑み、本町の実情に応じて持続可能な生涯スポーツの推進を図れるよう、スポーツが果たせる役割を明確化します。

2 計画の位置づけ

国のスポーツ基本法を設置根拠として、本町の最上位計画である「佐用町第2次総合計画」を柱に、「佐用町教育振興基本計画」「佐用町生涯学習推進計画」「佐用町障害福祉計画・佐用町障害児福祉計画」「佐用町健康増進計画、佐用町食育推進計画・佐用町自殺対策計画」「佐用町高齢者福祉計画・介護保険事業計画」の内容を踏まえながら、国が定めた「スポーツ基本計画」や、兵庫県が定めた「兵庫県スポーツ推進計画」などを参酌し、町民の生涯スポーツの推進に関する施策を、より具体化するものとして位置づけるものです。



3 計画の期間

計画の期間は、令和6年度から令和10年度までとします。また、国や社会の動向や本町におけるスポーツへのニーズなどを踏まえながら、各事業の調整・評価を行うなかで、必要に応じて計画の見直しを行います。

	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
計画策定	→										
			推進期間								
計画見直し						→					
							推進期間				

第2章 現状と課題

1 スポーツを取り巻く環境

スポーツに限りませんが、社会を取り巻く現状としては①少子化、②高齢化、③情報化社会の発達などのキーワードがあげられます。

①少子化は、兄弟姉妹や近所の子どもなど、同年代でコミュニケーションを図る機会の減少をもたらし、地域によってスポーツ団体や学校部活動の継続維持が困難な状況に既に突入しています。また、少子化及び核家族化により世代間交流の機会が減っています。（本町における人口推移は巻末の【資料1】）

②高齢化は、あえて少子化と分けて書きましたが、団塊世代が後期高齢期となる2025年問題を含めた社会保障などの課題もありますが、いかに元気で介護に頼らず人生を全うするか（健康寿命の延伸）を目標とすべきです。

③情報化社会の発展やコンピューター機器の発達は、社会を便利にしてくれる一方で運動時間の減少やそれに伴い体力の低下をもたらします。反面「見る」スポーツを手軽にし、コンピューター機器を使ったスポーツや運動の幅を広げ、今後もそういった可能性を秘めたものでもあります。

少子高齢化や科学技術の進歩による課題も多くありますが、時代の流れに応じた、また、そういった課題を逆に生かされる社会の構築と意識の醸成が必要です。

2 佐用町の現状と課題

町全体（地勢、自然、人口など）の現状については、佐用町総合計画等に記してあるので、ここでは割愛します。

3 第1期計画の振り返り

第1期計画期間中に流行した新型コロナウイルス感染症は、スポーツ社会にも大きな影響を与えました。身近な影響として、特に体育館など施設を利用する種目は、利用制限により活動を自粛せざるを得ませんでした。

「健康寿命を延ばす活動の推進」では、各団体の健康体操やスポーツ活動、いきいき百歳体操等により認知症予防をはじめ、健康寿命延伸の取り組みが出来始めています。更なる取り組みのために、やりたいスポーツなど住民ニーズを把握し、一人でも多くの町民がスポーツに触れるきっかけづくりを創出することが有効です。

体育協会で見ますと競技団体数や競技者数の減少が顕著です。また、指導者や団体の世話役のなり手がおらず、後継者不足の話をよく耳にします。人材の発掘そして育成を行う体制の構築が急務となっています。

全国大会の出場者は、過去と比較して格段に増えました。全国大会以上出場者を顕彰する「スポーツ功労者表彰」受表彰者は、平成28年度は4人だったのが、第1期計画最終年度の令和5年度には13人（令和6年2月8日現在）となっています。

スポーツで活躍もっと輝きましょ

第3章 基本施策 スポーツで活躍もっと輝きましょ

1. スポーツに取り組むきっかけづくり

- ①生涯スポーツ・レクリエーションスポーツの推進
- ②スポーツ団体後継者の発掘・支援
- ③各種スポーツ大会などの開催・支援
- ④スポーツ推進委員の活躍

2. 健康増進のためのスポーツ推進

- ①健康寿命を延ばす活動の推進

3. スポーツに親しめる環境の運用・整備

- ①地域に根差す社会的役割としてのスポーツ
- ②「する」「みる」「支える」スポーツの推進
- ③ITの活用(情報の発信など)
- ④社会体育施設及び学校体育施設の有効利用
- ⑤社会体育施設の整備

4. 競技力向上のための環境支援

- ①体育協会の支援・育成
- ②スポーツ指導者の発掘・育成
- ③全国大会などの出場者及び指導者の顕彰

5. 広域連携の強化

- ①広域連携事業の活用

1. スポーツに取り組むきっかけづくり

① 生涯スポーツ・レクリエーションスポーツの推進

レクリエーションスポーツのメリットは、種類の多様さと手軽さです。子どもから高齢者までが参加できることです。勝っても負けても楽しめるレクリエーションスポーツは、チームの結束力を培ったり、適度な運動により身体機能を維持・強化し、また気分転換にもなるので精神面の好転換にもつながります。

時代の流行や町民ニーズに即した普及・推進を図るため、指導者や各種団体への研修会の実施、また協力して体験会や大会を開催するとともに、町が所有するスポーツ用具の貸し出しについて周知を行い、スポーツに触れる機会の向上を図ります。(スポーツ用具の貸し出し一覧は巻末の【資料2】)

② スポーツ団体後継者の発掘・支援

日本全体が人口減少社会に突入し、加えて少子高齢化が加速しています。この波は、スポーツ指導者の後継者問題のみならず、スポーツ団体の維持問題にも波及しています。各種スポーツ団体が存続するには、それを支える人材が不可欠です。町体育協会所属団体を例に見ますと、佐用町合併当初の平成18年に155団体あったものが令和4年には55団体にまで減少しています。(体育協会加盟者数推移は巻末の【資料3】)

競技者自体の減少もありますが、団体の運営を担うことが困難になり脱退していく事実もあると考えられます。手続きのデジタル化などによる事務の簡素化を後押しするとともに、人材の発掘に努めます。

③ 各種スポーツ大会などの開催・支援

出来るだけ多くの町民が各種スポーツ大会に参加するには、本町だけで行うには限りがあり、各種団体による自主開催が欠かせません。自主的なスポーツ大会の開催にあたっては、調整によりスポーツ施設などの優先的使用や、町体育協会所属団体による開催には経費の補助など支援を行います。

さようマラソンの開催

冬の風物詩として定着している「さようマラソン」は、自己記録への挑戦や健康維持増進など各個人の目標は様々ですが、手軽に取り組める運動のきっかけづくりとなるよう、毎年開催しています。本大会は、ハーフマラソン(21.0975km)の距離を走るため、多くのスタッフと地域住民の協力が不可欠です。また、たくさんの応援もあります。それらも含め、施策の3. スポーツに親しめる環境の運用・整備にある、「する」「みる」「支える」スポーツ

の推進に寄与する大会です。

また、町外からの参加者は毎年7割程度ありますが、単に走るだけのイベントではなく、お楽しみ抽選会や屋台村、仮装賞など、スポーツによって交流人口を増やす「スポーツツーリズム」としての役割も果たしています。

今後も多くの方が関わる生涯スポーツイベントとして継続し、大会の充実を図ります。

④ スポーツ推進委員の活躍

スポーツ基本法においては、スポーツ推進委員の役割は「住民に対するスポーツの実技の指導その他スポーツに関する指導及び助言」及び「スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整」となっており、旧スポーツ振興法の「体育指導委員」からは新たに「スポーツ推進事業の実施に係る連絡調整の職務」が加わっています。文字どおり地域スポーツ振興の推進役であるコーディネーターとしての役割が期待されており、町全体のみならず町内各地域においても活躍できる体制の構築に努めます。(本町スポーツ推進委員設置規則は巻末の【資料4】)

スポーツ推進委員の活動

スポーツ推進委員は、町教育委員会が委嘱する非常勤特別職公務員です。公務員といっても、常勤ではないので普段は他の仕事などをもちながら、忙しい合間をぬって町のスポーツ事業の支援や企画・運営、レクリエーションスポーツの指導にあたっています。

例えば、町体育協会の各種行事やマラソン大会などの実施方針について協議したり、準備、当日の運営に至るまで幅広く活動しています。

また、町内各地域に出向いて、主にニュースポーツの普及を図るために地域住民の人々にルールなどを指導するなど、地域のスポーツ振興の推進を図る役割も担っています。

その目的達成のため、日々、研修会への参加や他市町の推進委員等との交流により資質の向上に努めています。

2. 健康増進のためのスポーツ推進

① 健康寿命を延ばす活動の推進

健康寿命とは、一般的に健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間と定められており、データを抽出する際には介護状態になるまでの期間(年齢)を指します。

本町では、健康づくり関係団体等により日常動作に必要な運動など、健康寿命を延ばす取り組みを進めています。例えば、「いきいき百歳体操」は、高齢の方が参加しやすいよう、住民主体の活動を支援する体制を継続し、地域コミュニティの中で長く継続できるよう努めます。また、町民のニーズを把握し、それに応じたスポーツ施策を展開します。

本町での平均寿命は、令和2年には男性81.8歳、女性88.1歳となっており、平成2年から比較すると男性7.1歳、女性6.3歳伸びており、更に伸びると予想されます。

人生100年時代と言われる現代において、人生の生活の質を高めるために、健康寿命の延伸を図ることはとても重要なことですので、専門職や関係機関、関係団体との連携を図り、健康寿命の延伸に努めます。（健康寿命については巻末の【資料5】）

スポーツと健康に関するイベントについて

平成27年から令和元年まで、第1期計画期間中に開催していた「さよう健康福祉フェスティバル」に代わるイベントの開催をめざします。主に、施策の2.健康増進のためのスポーツ推進、①健康寿命を延ばす活動の推進の一環として、子どもから高齢者まで心と体の健康をテーマに、各関係機関などと連携を図りながら計画を進めます。

3. スポーツに親しめる環境の運用・整備

① 地域に根差す社会的役割としてのスポーツ

これまで述べてきたとおり、スポーツの役割は体力向上や健康増進だけではありません。人と人との交流及び地域と地域との交流を促進し、地域の一体感や活力を生み出す潤滑油の役割も果たしています。これは、人間関係の希薄化が懸念される現代において、地域社会の活性化に寄与するものです。

幸いにも佐用町では、各自治会や集落などにおいては、歴史的に見ても強い結束力で活動されており、また地域づくり協議会やスポーツクラブといった比較的新しい活動母体もあり、これらの団体を通じてスポーツ推進委員が中心となってレクリエーションスポーツなどの普及啓発を図ります。また、スポーツ用具の貸し出しなどにより、より多くの方がスポーツに触れられる機会の創出を図ります。

中学校運動部活動の地域移行について

スポーツ庁は、令和5年度より中学校の休日運動部活動の段階的な地域移行を進めていくとされています。令和4年3月に兵庫県体育協会（現 兵庫県スポーツ協会）が行った調査研究では、地域移行のメリットとして、小学校時に活動していたクラブの継続実施が可能になることや、地域スポーツ団体の活性化、教員の負担軽減などが挙げられています。一方で、地域指導者の確保や保障、責任の所在、保護者・地域の理解などの課題も浮き彫りとなっています。

実施するからには、持続可能な体制を整え、生徒・保護者・地域・教員が一丸となって取り組む必要があります。中学校運動部活動の地域移行については、国や県の方針を踏まえながら、学校単位ではなく町全体で方針を示せるよう協議を進めます。

② 「する」「みる」「支える」スポーツの推進

元来、「スポーツ」の語源は幅広い意味があり、国でも第2期スポーツ基本計画では、「身体を動かすという人間の本源的な欲求に応え、精神的充足をもたらすもの」と定義されました。実際に体を動かして「する」スポーツのほか、テレビや会場に出向いて観戦する「みる」スポーツ、ボランティア等に参加する「支える」スポーツがあります。

「みる」スポーツは選手たちに勇気を与え、日ごろスポーツに触れる機会のない人に「する」きっかけを与えるかもしれません。例えば、著名なスポーツチームや選手による大会や練習会等を誘致し「みる」スポーツを楽しみ、その中で体験型の時間を設けることで「する」スポーツにもつながります。また、スポーツに触れる機会が少ない方向けに、初心者向け講座を開催し、初めての方でも参加しやすい仕組みづくりを検討します。

また、スポーツなどの行事は「する」人だけで成り立つものではなく、必ずそこには「支える」人がいます。「支える」人もボランティア等として参加することで、スポーツの参画になります。町体育協会では、審判や指導者等として「支える」方のため資格取得の支援を引き続き行います。

本町では、「する」「みる」「支える」スポーツを啓発し、いずれかの形でスポーツに参加できる環境を醸成していきます。

③ IT の活用(情報の発信など)

IT の進化は近年目覚ましく、スポーツ観戦では直接会場へ行かなくとも、また公共電波(テレビ、ラジオ)によらずとも、YouTube など動画配信サービスによりテレビのほか携帯電話などで自分の見たい時間に観戦できる時代になりました。また、大会などイベントのエントリーや健康管理などへの活用も IT 技術により更に便利になり、情報発信においても、ホームページのほかラインやインスタグラムなど SNS (ソーシャルネットワークサービス) により広く・速く情報発信が可能となりました。

既に運用している SNS による情報発信などを更に活用するほか、町民がスポーツに手軽に取り組める、佐用町独自の方法などの検討を進めます。

④ 社会体育施設及び学校体育施設の有効利用

本町には、温水プールや上月体育館、若あゆグラウンドをはじめ、学校跡地の体育館やグラウンド、また学校体育施設を開放するなど社会体育施設が多数あります。(佐用町社会体育施設一覧は巻末の【資料6】)

各種スポーツ大会や定期利用の利用調整を行うほか、施設や用具の情報発信を行い、効率的かつ効果的な施設の運営に努めます。また、学校体育施設の開放についても、学校教育に支障のないように調整し、有効利用します。

⑤ 社会体育施設の整備

これら町民のスポーツ活動の拠点となる社会体育施設については、施設本体のほか用具等も含め、特に安全面に配慮しながら維持管理に努めます。今後、老朽化などによる施設整備（改修や更新など）については、現状と将来の利用状況の把握や町の財政状況、町民ニーズなどを勘案した上で、佐用町公共施設等総合管理計画に基づき計画的に進めます。

4. 競技力向上のための環境支援

① 体育協会の支援・育成

町体育協会は、町民のスポーツ活動母体として町の中核的な存在であり、体育協会を支援することは、本町のスポーツ振興に大きく寄与することにつながります。町体育協会では、青少年の健全育成、競技力向上、指導者の後進育成などを主たる目的としていますが、各種目団体への支援のほか、協会内部での横のつながりや各種目競技における他市町等との広域的なつながり、また広く町民がスポーツに触れられるような活動ができるよう、支援・育成を推進します。

② スポーツ指導者の発掘・育成

競技スポーツのみならず、レクリエーションスポーツにも対応できるよう、研修会を開催もしくは外部で行う研修会への参加に努め、指導者の育成と資質の向上をめざします。また、関係団体や関係機関と情報共有するなどして、指導者の人材の発掘に努めます。

③ 全国大会などの出場者及び指導者の顕彰

全国大会以上の大会へ出場された方などを顕彰する制度として、平成28年度から「スポーツ功労者表彰」、平成29年度からは「スポーツ大会出場激励金交付事業」を運用しています。引き続き、町民の競技意識向上を図り被顕彰者を称え、広く町民がスポーツに対する理解を深められるようにします。（佐用町スポーツ功労者表彰規程等は巻末の【資料7】）

5. 広域連携の強化

① 広域連携事業の活用

本町は社会体育施設が比較的充実している状況にありますが、不足していたり町民のニーズがある場合には、新たな設備投資ばかりではなく、播磨科学公園都市を中核とした定住自立圏域のほか播磨圏域連携中枢都市圏、播磨広域連携協議会、兵庫・岡山・鳥取及び近隣市町村と連携した三県境地域創生会議などと利用促進について協議し、利用者が利用しやすい環境を整え、町民の健康維持増進や競技力向上に努めます。

また、著名なスポーツチームや選手による大会や練習会等の誘致についても、町単独で実施が困難な場合は、広域連携事業を活用していけるよう調整を図ります。

1. 計画の推進

本計画の実現に向け、まずはスポーツ推進委員会、体育協会、スポーツクラブなど町内スポーツ関係団体のほか、議会、地域づくり協議会、まちづくり推進会議など関係諸団体、広く町民に本計画の周知を図ります。

計画の実行段階では、町民、地域、スポーツ関係団体、行政がそれぞれの役割を果たすことに加え、問題や課題を解決し目標や夢に向かって互いに連携・協力する必要があります。計画の趣旨をしっかりと見据え、それぞれが行う事業について、目的を説明したり話し合うことが大切です。

また、国や県のスポーツ施策の状況や、本町の総合計画など本計画にある「2 計画の位置づけ」で示した諸計画の進捗状況や施策を確認し、本計画と諸計画の施策が円滑に実施されるよう努めます。

2. 計画の進行管理

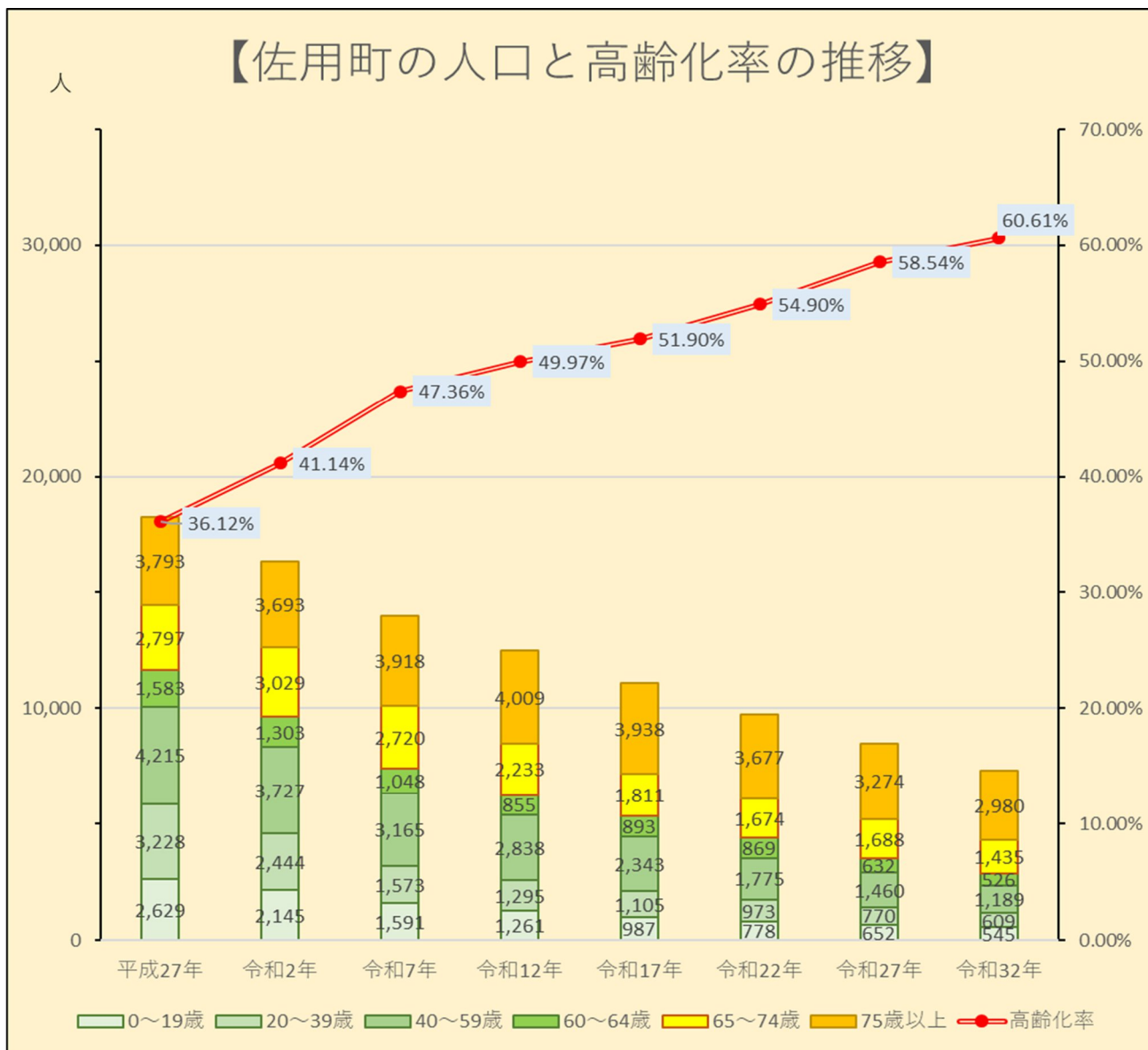
計画を実効あるものとするためには、施策の進行状況や達成度合いを点検・評価する必要があります。(PDCAサイクル ※)

場合によっては、事業の見直しや方向変換するなど改善を図ることも必要です。達成度は、スポーツ推進委員会などで検証し、町民やスポーツ関係団体の視点に立った計画の推進となるよう努めます。

※PDCAサイクル … P(plan=計画)、D(do=実施・実行)、C(check=検証・評価)、A(action=見直し)を繰り返すことにより、目標達成へ近づく手法。

【資料1】

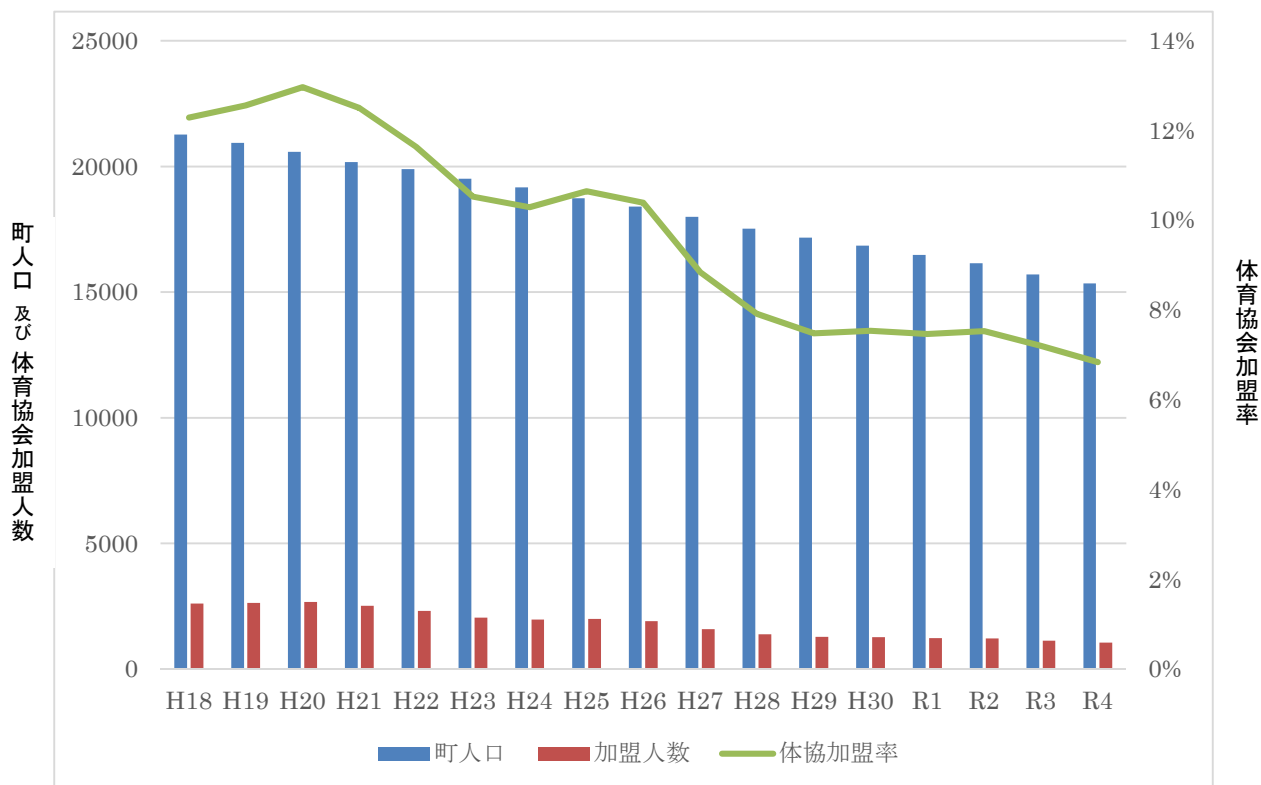
佐用町における人口推移 (佐用町住民基本台帳及び令和5年国立社会保障人口問題研究所資料より)



	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年
	平成27年	令和2年	令和7年	令和12年	令和17年	令和22年	令和27年	令和32年
高齢化率	36.12%	41.14%	47.36%	49.97%	51.90%	54.90%	58.54%	60.61%
0～19歳	2,629	2,145	1,591	1,261	987	778	652	545
20～39歳	3,228	2,444	1,573	1,295	1,105	973	770	609
40～59歳	4,215	3,727	3,165	2,838	2,343	1,775	1,460	1,189
60～64歳	1,583	1,303	1,048	855	893	869	632	526
65～74歳	2,797	3,029	2,720	2,233	1,811	1,674	1,688	1,435
75歳以上	3,793	3,693	3,918	4,009	3,938	3,677	3,274	2,980
計	18,245	16,341	14,015	12,491	11,077	9,746	8,476	7,284

【資料3】

佐用町体育協会加盟率の推移



年度	町人口	加盟団体数	加盟人数	体協加盟率
H18	21,273	155	2,614	12%
H19	20,939	154	2,629	13%
H20	20,585	156	2,670	13%
H21	20,166	141	2,521	13%
H22	19,894	125	2,315	12%
H23	19,510	118	2,053	11%
H24	19,160	111	1,972	10%
H25	18,728	112	1,994	11%
H26	18,401	104	1,912	10%
H27	17,996	94	1,592	9%
H28	17,522	81	1,387	8%
H29	17,172	78	1,284	7%
H30	16,848	76	1,270	8%
R1	16,478	67	1,230	7%
R2	16,143	63	1,216	8%
R3	15,701	59	1,131	7%
R4	15,339	56	1,050	7%

佐用町スポーツ推進委員設置規則

(趣旨)

第1条 この規則は、スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第32条第2項の規定に基づくスポーツ推進委員の職務その他スポーツ推進委員に関し必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第2条 佐用町スポーツ推進委員（以下「スポーツ推進委員」という。）は、住民のスポーツ推進に関し、その分担する地域又は事項について、次に掲げる職務を行う。

- (1) 住民の求めに応じて、スポーツの実技の指導を行うこと。
- (2) 住民のスポーツ活動の促進のための組織の育成を図ること。
- (3) 学校等の行政機関の行うスポーツ行事又は事業に関し、協力すること。
- (4) スポーツ団体その他の団体の行うスポーツに関する行事又は事業に関し、求めに応じ協力すること。
- (5) 住民一般に対し、スポーツについての理解を深めること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、住民のスポーツの推進のための指導及び助言を行うこと。

2 前項の規定によりスポーツ推進委員が分担する地域又は事項については、佐用町教育長が定める。

(定数)

第3条 スポーツ推進委員の定数は、20人以内とする。

(任期)

第4条 スポーツ推進委員の任期は、2年とする。ただし、補欠のスポーツ推進委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 佐用町教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、前項の規定にかかわらず、特別の理由があるときは、前項に規定する期間中においてもスポーツ推進委員を免職することができる。

3 スポーツ推進委員は、再任されることができる。

(服務)

第5条 スポーツ推進委員は、相互に密接に連絡し、協力しなければならない。

2 スポーツ推進委員は、その職務を遂行するに当たって、法令、条例並びに教育委員会の定める規

則及び規程に従わなければならない。

3 スポーツ推進委員は、その職の信用を傷つけ、又はその職全体の不名誉となる行為をしてはならない。

(研修)

第6条 スポーツ推進委員は、常にその職務を行う上で必要な知識及び技術の修得に努めなければならない。

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 第3条の規定にかかわらず、体育指導委員の定数は、平成18年度末までは65人以内とする。

3 第4条第1項の規定にかかわらず、最初の体育指導委員の任期は、平成18年度末までとする。

4 第4条第1項の規定にかかわらず、平成30年度末に任期を迎えるスポーツ推進委員の任期は、平成31年度末までとする。

附 則 (平成23年9月1日教育委員会規則第5号)

この規則は、公布の日から施行する。ただし、改正後の佐用町スポーツ推進委員設置規則は、第2条第1項第3号の改正規定を除き、平成23年8月24日から適用する。

附 則 (平成28年2月26日教育委員会規則第2号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年4月1日教育委員会規則第2号)

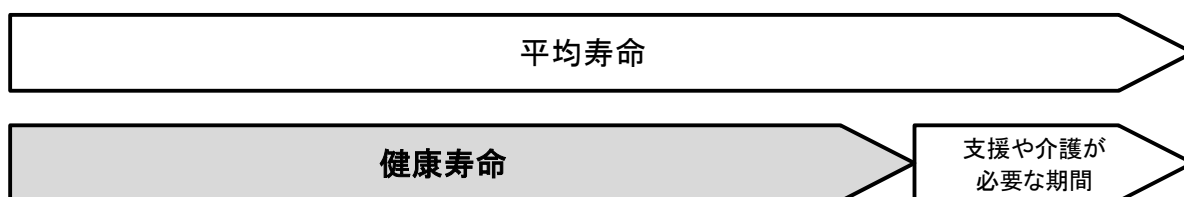
この規則は、公布の日から施行する。

健康寿命について

健康寿命とは、一般にある健康状態で生活することが期待される平均期間またはその指標を指します。「健康兵庫 2 1（第 2 次）」では、健康上の問題で日常生活が制限されことなく生活できる期間と定められています。生活の質を高めるために、健康寿命の延伸を図ることが大切です。

ここでは、「健康寿命の算定方法の指針」「健康寿命の算定プログラム」（厚生労働省）に基づき、介護保険データを使用して兵庫県が算定した「日常生活動作が自立している期間」をいわゆる健康寿命とみると、男性の平均寿命は県下でも下位に位置しており、女性も県下の平均を下回っています。また健康寿命は平成 2 4 年度公表からは伸びていますが、「日常生活動作が自立しない期間」が男女ともに県平均よりも上回り、高齢化率の高い本町では何らかの支援を必要とする方が県の平均よりも多いと言えます。

【平均寿命の考え方】



【佐用町の健康寿命】

	佐用町				兵庫県	
	男性	県下順位	女性	県下順位	男性	女性
平均寿命(歳)	79.59	④①	86.96	②⑨	81.06	87.15
健康寿命(歳)	77.92	④①	83.31	③⑥	79.62	83.96
支援や介護が必要な期間	1.67	③⑨	3.65	④①	1.45	3.19

資料：兵庫県

注記：1. 厚生労働省が平成27年9月に公表した「健康寿命の算定方法の指針」「健康寿命の算定プログラム」に準拠し、県内市町介護保険データ（平成24～26年度）を用いて兵庫県が算定。兵庫県の数値については、使用データが異なるため、厚生労働省発表の数値とは異なる。

2. 町値については、標本規模が小さいことなどにより圏域別推計結果に比べ、結果制度が十分に確保できないため、参考値として算出。

【資料6】

佐用町社会体育施設一覧

※ここで言う社会体育施設とは、条例等による目的区分ではなく、利用申請により一般に利用できる施設を言います。

所在地域	施設名	用途	備考
佐用	1 長谷体育館	体育館	
	2 利神体育館	体育館	
	3 旧利神小グラウンド	グラウンド	
	4 平福体育館	体育館	
	5 石井体育館	体育館	
	6 江川体育館	体育館	
	7 いこいの広場公園	屋外広場	
	8 佐用町石井介護予防館(ゆうあいドーム)	屋内グラウンド	
	9 佐用町立佐用小学校	体育館、グラウンド	学校行事優先
	10 佐用町立佐用中学校	体育館、グラウンド	学校行事優先
	11 佐用町民プールあめんぼ	温水プール	
上月	12 上月体育館(ホタルドーム)	体育館	
	13 上月グラウンド	グラウンド	
	14 久崎体育館	体育館	
	15 旧久崎小グラウンド	グラウンド	
	16 幕山体育館	体育館	
	17 上月介護予防施設(笹ヶ丘ドーム)	屋内グラウンド	
	18 佐用町立上月小学校	体育館、グラウンド	学校行事優先
	19 佐用町立上月中学校	体育館、グラウンド	学校行事優先
南光	20 南光スポーツ公園第1グラウンド	野球場	
	21 南光スポーツ公園第2グラウンド	グラウンド	
	22 南光スポーツ公園第1テニスコート	テニスコート	
	23 南光スポーツ公園第2テニスコート	テニスコート	
	24 中安体育館	体育館	
	25 旧中安小グラウンド	グラウンド	
	26 三河体育館	体育館	
	27 旧三河小グラウンド	グラウンド	
	28 南光生きがいドーム(ひまわりドーム)	屋内グラウンド	
	29 佐用町立南光小学校	体育館、グラウンド	学校行事優先
	30 佐用町立上津中学校	体育館、グラウンド	学校行事優先
三日月	31 三日月地域交流センター(三日月支所)	トレーニングジム、多目的室	
	32 三日月三方里山公園	屋外広場	
	33 佐用町立三日月小学校	体育館、グラウンド	学校行事優先
	34 佐用町立三日月中学校	体育館、グラウンド	学校行事優先

佐用町スポーツ功労者表彰規程

(趣旨)

第1条 この規程は、佐用町のスポーツ振興、発展に貢献した者の功績を顕彰することを目的とし、本規程により、各種スポーツ競技会等において優秀な成績を収めた者、長年にわたり佐用町のスポーツ振興に貢献した者の表彰について必要な事項を定めるものとする。

(表彰の対象)

第2条 表彰の対象は、次の各号のいずれかに該当する者（アマチュアに限る。）とする。

- (1) 佐用町内に在住、在勤、又は在学する者
- (2) 帰省地が佐用町である学生

(表彰の種類及び基準)

第3条 表彰は、次に掲げる者について行う。

- (1) 佐用町スポーツ大賞
 - ア オリンピック・パラリンピック大会、アジア競技大会等の国際競技会に出場した者
 - イ 権威ある全国的な大会において優勝又は準優勝した者
 - ウ 日本新記録又は日本タイ記録を樹立した者
 - エ 高等学校新記録及び高等学校タイ記録を樹立した者
- (2) 佐用町スポーツ賞
 - ア 権威ある全国大会に出場した者
 - イ 権威ある西日本大会、近畿大会において第3位以内に入賞した者
 - ウ 権威ある県大会において優勝した者
 - エ その他、町長が特に優秀と認める者
- (3) 佐用町スポーツ功労者賞
 - ア スポーツ組織の指導者又は佐用町スポーツ推進委員設置規則（平成17年教育委員会規則第16号）第2条第1項に規定する佐用町スポーツ推進委員として、20年以上にわたりスポーツの発展に特に寄与した者
 - イ 優秀選手の育成に功績があった者（前号に規定する佐用町スポーツ大賞に該当する選手を育成した者）

(表彰対象者の推薦)

第4条 表彰対象者の推薦は、他薦とし、各種スポーツ団体の長が行うこととする。ただし、学校関係者は学校長が行うこととする。

(推薦の方法)

第5条 推薦者は、次に掲げる事項を記載した書類に成績又は記録を証明するものを添付し、町長に提出して、推薦するものとする。

- (1) 候補者の氏名、ふりがな、生年月日及び現住所
- (2) 候補者の所属する学校又は団体名等
- (3) 候補者の略歴
- (4) 該当大会名、大会開催年月日及び成績又は記録
- (5) その他特記すべき事項

(表彰の審査及び決定)

第6条 町長は、前条の推薦を受けたときは、これを審査し、佐用町スポーツ推進委員会の意見を聴いて、表彰するものを決定する。

(表彰の方法)

第7条 第3条第1号に規定する佐用町スポーツ大賞及び同条第2号に規定する佐用町スポーツ賞の表彰は、表彰状、及び記念品を贈呈して行う。

(表彰の時期)

第8条 表彰の時期は、被表彰者の功績をたたえるにふさわしい機会をとらえて行うものとする。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

佐用町スポーツ大会出場激励金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、町民のスポーツ活動を促進し、地域のスポーツの振興を図るために、全国大会等に出場する個人及び団体に対し激励金を交付することにより、出場選手の活躍及び本町の体育振興を促すことを目的とする。

(交付対象者)

第 2 条 激励金の交付の対象は、大会に出場登録された者（監督、コーチ等含む。）で、次の各号のいずれかに該当し、町長が認めたものとする。

- (1) 佐用町内に在住、在勤、又は在学する者
- (2) 町外に住所を有する児童、生徒又は学生（以下「児童等」という。）であつて、当該児童等の保護者が町内に住所を有するもの
- (3) 大会規定等により団体の構成員として認められた出場選手、監督、コーチ等で構成される町内に所在する団体
- (4) その他町長が特に認めた者

(対象となる大会)

第 3 条 激励金の対象大会は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 国民体育大会全国大会、全日本選手権大会規模の大会及び全国障害者スポーツ大会等の全国大会
- (2) 日本体育協会又は日本体育協会加盟団体が主催する全国大会
- (3) その他町長が認める大会

(激励金の額)

第 4 条 激励金の額は、次のとおりとする。

- (1) 個人 1万円を限度とする。
- (2) 団体 1団体の基準額を3万円とし、大会規定等により団体の構成員として認められた出場選手、監督、コーチ等のうち、第2条第1号及び第2号に該当するものの人数に2千円を乗じた額を加算した額とする。ただし、上限を5万円とする。

(交付回数)

第5条 激励金の交付回数は、交付対象者ごとに同一年度内に2回までとする。

(交付の申請)

第6条 激励金の交付を受けようとする者は、佐用町スポーツ大会出場激励金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、大会開催前までに会長に申請しなければならない。

- (1) 大会開催要綱又はこれに準ずる書類
- (2) 予選結果のわかる書類又は競技団体からの推薦書
- (3) その他町長が必要と認める書類

(交付決定)

第7条 町長は、前条の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、激励金の交付の可否を決定し、適当と認めたときは、激励金を交付する。

(交付決定の取消し)

第8条 激励金の交付決定を受けた選手又は団体が、偽りその他不正な手段により激励金の交付を受けようとしたとき、又は受けたときは、町長は交付した激励金の全部又は一部を返還させるものとする。

(実績報告)

第9条 激励金の交付を受けた者は、佐用町スポーツ大会出場激励金実績報告書(様式第2号)に大会結果報告等を添えて、スポーツ大会終了後速やかに町長に提出するものとする。

(その他)

第10条 この要綱の定めるもののほか、激励金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

計画策定の取り組み経過

日 程	内 容	詳 細
令和 5 年 7 月 6 日	スポーツ推進委員会	○概要施策の検討
令和 5 年 7 月 28 日	まちづくり推進会議 「生涯学習・スポーツ部会」	○策定の主旨確認 ○概要施策の検討
令和 5 年 8 月 3 日	体育協会理事会	○概要施策の検討
令和 5 年 12 月 20 日～ 令和 6 年 1 月 22 日	スローガンの公募	○町ホームページ、新聞、町 内小中学校へ募集
令和 6 年 1 月 25 日	スポーツ推進委員会	○具体施策の提示
令和 6 年 1 月 25 日～ 2 月 7 日	スローガンの選考	○計画策定構成団体(下記) による投票方式
令和 6 年 1 月 25 日～ 2 月 14 日	計画策定構成団体へ郵送等	○具体施策を送付し、意見を 聴取
令和 6 年 2 月 21 日～ 3 月 4 日	パブリックコメントの募集	○計画の意見を広く聴取
令和 6 年 3 月 11 日	計画策定構成団体へ郵送等	○計画最終案の確認

計画策定構成団体（順不同）

団体名	所属人数
佐用町まちづくり推進会議 生涯学習・スポーツ部会	20名
佐用町スポーツ推進委員会	19名
佐用町体育協会 理事会	10名
佐用町生涯学習推進計画ワーキングチーム	17名

計画スローガン選考結果（入選作品） 応募総数 38名 54作品

- ◆最優秀賞（採用作品） ○「スポーツで 生涯もっと 生き生きと」
高橋 風華（たかはし ふうか）さん 佐用中学校 1年
- ◆佳 作（3作品） ○「スポーツで広げよう笑顔の輪」
藤田 大翔（ふじた ひろと）さん 上月小学校 5年
- 「いつまでも楽しく元気に、動けるからだ」
梅村 容子（うめむら ようこ）さん 社会人（公務員）
- 「運動！健康！やってみよう！～みんなでつくろう明るい未来～」
関山 結太（せきやま ゆうた）さん 佐用中学校 1年

佐用町生涯スポーツ推進計画

令和6年4月

佐用町教育委員会事務局 生涯学習課

〒679-5301

兵庫県佐用郡佐用町佐用 2585 番地

TEL : 0790-82-3336 / FAX : 0790-82-0313

MAIL : orihime@town.sayo.lg.jp

URL : <http://www.town.sayo.lg.jp>
